

地域の目指す姿(ビジョン、大目標)
 「いつまでも 元気で安心 上三川」を基本理念とし、住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムを構築し、地域の支え合いの仕組みづくりを推進する。

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容				R2年度(年度末実績)				
	大区分	中区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
上三川町	①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	○本町の高齢化率は県平均より低い現状であるが、一方で、今後の高齢者人口の増加率でみると、県と比較し高い数値が推定されており、急激に高齢化が進むことが予想されている。 ○介護保険料が県内他市町よりも高めに設定されているため、介護予防に力を入れ、介護給付費を抑制することが課題となっている。 ○元気な高齢者が地域で活躍する場の確保を図ることを目的に、住民主体による居場所である通所型サービスB「創年倶楽部」を各地域で展開していく必要がある。 ○本町においては自立支援型地域ケア会議が開催できておらず、R2年度中に検討する必要がある。	○介護予防・生活支援サービスの充実	・基本チェックリストによる事業対象者把握 ※R2目標値 実施人数:80人・事業対象者決定:75人 ・通所型サービスA(基準緩和型サービス)の実施 ・通所型サービスB「創年倶楽部」(住民主体による支援)の実施 ※R2目標値 5か所 ・通所型サービスC「元気向上くらぶ」(短期集中予防サービス)の実施 ※R2目標値 回数:12回・参加人数:15人	・基本チェックリストの実施 実施人数:245人・事業対象者決定数:97人 ・R1年度から、様々な居場所で介護予防に関する講座を町保健師が実施しており、その際に参加者にチェックリストを実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で2箇所の実施。 ・通所型サービスAについては継続実施。指定事業所が新たに3か所追加、1か所廃止となり、R3.3.31現在で10か所となった。 ・「創年倶楽部」の実施 実施か所数:2か所 ・「元気向上くらぶ」の実施 2コース 各12回 参加人数:22人	○	チェックリストについては、コロナ禍で人を集めたり、訪問が難しい状況で目標以上の実施ができた。通所型サービスBにおいて、新規開設に向けた取組ができなかった。	早期に関わるきっかけ作りとして、チェックリストを様々な場所で今後も継続していく。通所型サービスCの受講者がその後に機能維持等に取り組める環境整備が不十分であり、運動習慣が途切れてしまったり、従来相当サービスに流れる傾向にあるため、通所型サービスAの充実、通所型サービスBの開設数を増やす、地域での居場所づくりが必要である。
上三川町	①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	○元気な高齢者が地域で活躍する場の確保を図ることを目的に、住民主体による居場所である通所型サービスB「創年倶楽部」を各地域で展開していく必要がある。 ○本町においては自立支援型地域ケア会議が開催できておらず、R2年度中に検討する必要がある。	○担い手としてのボランティア養成	ボランティア養成講座の開催 ※R2目標値 開催回数:4回・参加人数:15人	・ボランティア養成講座の実施 新型コロナウイルス感染症の影響で中止 既に養成講座を受講しているボランティアを対象にスキルアップ研修会を実施。参加人数:37人 ・ボランティア養成講座受講者に対し、ボランティアポイント制度に活用できるくろねえ手帳を交付。交付者数:24人 ・ボランティア活動により付与された評価ポイントに対し、商品券を交付。交付者数:7人	△	ボランティア養成講座を実施できなかったが、既に活動を多くしているボランティア向けに技能向上研修ができた。	ボランティア養成講座を訪問ボランティア活動と居場所活動に対するボランティア活動に分けて行っていたが、ボランティア活動に興味がある方が、どちらでもボランティア活動を始めやすいように、養成講座の内容を統合する。ボランティア活動へのハードルを下げ、より多くの方に参加してもらえるように講座の内容やポイント制度の周知や内容の見直しを行っていく。
上三川町	①自立支援・介護予防・重度化防止	②生活支援体制整備	○住み慣れた地域で安心して生活するための、地域の支え合いの仕組みづくり(第2層協議体)を推進し、活用する必要がある。本町ではH30年度までに全7小学校区で設置済みであるが、第1層協議体と第2層協議体が相互に機能していない状況である。まずは、地域ケア個別会議の充実により、地域課題を掘り起こす必要がある。 ○第2層協議体をより充実したものとするため、参加者のいない自治会等への働きかけを行う必要がある。 ○第1層協議体の開催回数が第2層協議体の開催回数を上回っていたため、それぞれの役割を見直し、地域課題の把握から新たなサービスを創出するまでの関係図を見直す必要がある。	○地域の支え合いの仕組みづくりの実施	・高齢者支援協議体(第1層協議体)の設置 ・小学校区ごとの支え合いの仕組みづくり「くろねえ会議」(第2層協議体)の実施 ※R2目標値 7地区で実施 ・地域ケア個別会議「くろねえ個別会議」の開催 ・地域の居場所づくりを推進するため、自治会単位でミニサロンを実施 ※R2目標値 20か所 ・R1年度からボランティアポイント制度(くろねえポイント制度)を導入	・高齢者支援協議体の継続実施。 ・くろねえ会議を7小学校区で実施。 ・くろねえ個別会議を5回開催。 ・ミニサロンの実施 実施か所数:16か所 ・くろねえポイント制度を開始 利用件数:11件	○	コロナ禍で2層協議体で会議を行うのが難しいなか、今まで作ってきた体制が維持されるように書面開催で対応するなど、体制維持に努められた。	ボランティア活動や協議体に対する意識が以前より離れてしまっている現状で、支援を必要としている人に必要な支援を提供できる体制やサービスなどを第2層協議体と第1層協議体の連動性をもたせて検討し発案していけるようにしていく必要がある。

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容				R2年度(年度末実績)				
	大区分	中区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
上三川町	①自立支援・介護予防・重度化防止	③認知症施策		○認知症初期集中支援事業の推進	認定症初期集中支援チームによる支援を実施 ※R2目標値 6件	認定症初期集中支援チームによる支援支援件数 0件	△	初期集中支援チームが直接的に関わるケースはなかったが、チームの定例会議でケースの情報共有や認知症ケアパスの見直しを行った。	支援が必要な方の早期発見できる連携体制を構築し、初期集中支援チームを有効に活用していけるようにする必要がある。 認知症疾患センター令和2年度より連携体制強化に向けた定期的な連絡会が開催される予定であったが、コロナ禍により、認知症疾患センターとの関わりがなくなってしまっており、連携体制の構築を行う必要がある。
上三川町	①自立支援・介護予防・重度化防止	③認知症施策	○認知症に関する相談先の認知度が低い現状である。今後増えることが見込まれる認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、早期診断・早期対応に向けた支援や、地域での見守り体制づくりを行うため、認知症サポーター養成講座を継続して実施していく。	○認知症サポーター養成講座の実施	・認知症サポーター養成講座の実施 ※R2目標値 実施回数:20回・延べ参加者数1,000人 ・キャラバン・メイトのスキルアップ研修の実施 ※R2目標値 実施回数:1回	・認知症サポーター養成講座の実施 実施回数:6回・参加者数:228人・延べ参加者数:5,972人 ・キャラバン・メイトのスキルアップ研修実施回数:1回	△	新型コロナウイルスの影響で、養成講座を目標ほど行えなかった。	「えんがわ」活動やチームオレンジの促進のため、今後とも、住民目線で認知症に対する正しい理解の普及啓発に努める。
上三川町	①自立支援・介護予防・重度化防止	③認知症施策	○権利擁護に向けた支援体制を整備するとともに、住民への権利擁護・成年後見制度の周知を図る必要がある。	○認知症の方と認知症の方の家族の集いの場「えんがわ」の実施	認知症の方と家族の集いの場「えんがわ」を実施 R2目標値 実施場所:3か所・実施回数:36回	認知症の方と家族の集いの場「えんがわ」を開催 実施場所:2か所・実施回数:8回・延べ参加者数:79人	○	新型コロナウイルス感染症の影響で実施場所、開催数は目標を下回ったが、3会場での実施が決定しており、目標を達成できる予定であったため。	新型コロナウイルス感染症の影響で、使用していた又は使用予定であった会場がすべて使えなくなってしまうため、新たな場所で活動を継続できるようにする必要がある。 チームオレンジ活動のベースとしていきたい。
上三川町	②介護給付適正化		○介護給付費が年々増加傾向にある。 ○介護保険料が県内他市町と比較し高めに設定されている。高齢化率が低いことも一因として考えられるが、保険者として介護(予防)給付及び要介護(支援)認定の適正化に取り組む必要がある。	○「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の適正化主要5事業を実施	適正化主要5事業を全て実施	①要介護認定の適正化 国からの技術的助言を受け、令和元年度より審査会の進め方を見直したものを委員へ浸透させた。また、県で実施する認定調査員や審査会委員を対象とした研修に参加した。 ②ケアプランの点検 町内9事業所を対象に、9件実施。 国保連合会の適正化情報を活用してケアプラン点検の対象者の絞り込みを行って点検した。 ③住宅改修等の点検 申請の際、不審な点を確認した際に実際に利用者宅へ訪問し、調査を実施。適正化に努めた。 ④医療情報との突合・縦覧点検 国民健康保険団体連合会に依頼し実施。 ⑤介護給付費通知 対象者全員へ年3回通知を発送	◎	適正化主要5事業を全て実施できたため、◎とした。	国民健康保険団体連合会による、介護給付実績情報活用事業のモデル保険者として取り組んだ経験値等をベースに今後の適正化推進に必要な横展開と深化に取り組んでいく必要がある。